

# 京都府鴨川条例（仮称）

## 第 3 次 素 案

京都府治水総括室



# 目 次

	頁
前 文 .....	1
第 1 総 則	
定 義 .....	3
基本理念 .....	5
関係者の責務 .....	6
第 2 安心・安全の確保	
総合的治水対策の推進 .....	8
第 3 良好な環境の保全	
鴨川環境保全区域 .....	10
良好な景観の形成 .....	14
第 4 快適な利用の確保	
自動車等の乗入れの禁止 .....	16
自転車等の放置の禁止及び処分 .....	17
迷惑行為の禁止 .....	20
第 5 府民協働の推進	
鴨川府民会議（仮称） .....	23
鴨川四季の日 .....	25
府民活動の推進 .....	26
第 6 雑 則	
条例の見直し .....	27
第 7 罰 則 .....	28

## 前 文

### < 京都と鴨川 >

北と東と西を緑の山々に囲まれ、市街を清らかな川が流れる京都は、まさしく山紫水明の都市である。平安京として建設された京都は、鴨川とその支流が堆積した平野に立地し、1,200余年の歴史を通じて、鴨川はそこで生活する人々に親しまれ、利用されてきた。河原は、人々の集いや遊興の場となり歌舞伎などの芸能が発祥する場ともなった。河水や豊かな地下水は、友禅染や茶の湯など、さまざまな伝統的水文化を育んできた。

平安京の建設とその後の繁栄は、鴨川の治水を抜きにしてはありえず、築堤・防災のための役所を設置するなどの努力が続けられてきた。鴨川の水の清澄さを保つために禁令が発されたこともあり、その管理にも細やかな注意が払われた。しかし、時に氾濫して多大な被害をもたらし、市民のみならず、権力者をも嘆かせた。

### < 大都市の中の鴨川 >

現在の京都は、人口約150万人の大都市である。鴨川はその大都市の中を流れる川として、稀にみる良好な水質を保ち、さまざまな川魚が棲息して釣り人を楽しませている。水辺に設けられた散策路は、人々の憩いの場となり、子供達が水遊びをすることのできる場所さえある。

鴨川から上流に望む北山や、鴨東の街並みの東になみうつ東山の色合いは季節と共に移ろい、京都の人々に愛され続けてきた風景である。初夏から初秋にかけて、鴨川の西の岸に並ぶ納涼床は、京都の風物詩として欠くことのできないものとなっている。

京都の人々は、鴨川と親しみ、鴨川やそこからの眺めを愛でることによって、鴨川の美しい景観や自然の動植物を育んできた。多くの鴨川を愛する人々は、とりわけその維持に力を注いできた。ところがその一方で、自転車の放置やマナーの低下による迷惑な行為、あるいは公共の利用を妨げ、景観を損なうような構築物など、改善を要することも少なくない。舗装された市街に囲まれていることによる雨水の鴨川への集中や、集中豪雨の頻発も洪水の危険性を増大させているとみられる。上流の河川環境を含めた流域全体の適正な管理の必要性は極めて大きい。

### < 条例の制定に向けて >

鴨川と人々の関わりの歴史は長い。京都の人々は、鴨川の洪水を避けるべく改修を重ねつつも、良好な環境を守り、その景観を大切にしてきた。適正に管理されてきた自然を守り、その生態や環境を保全することは、現在の京都の人々にとってのみならず、下流の淀川水系にかかわる人々に対しても、また次の世代へと引き継ぐためにもきわめて重要なことである。

脈々と受け継がれてきた鴨川的环境を守り、より美しい景観を形成しつつ、親しみ続けていくために、ここに今、鴨川にかかわるすべての人々の思いをたばねたい。安心・安全で良好かつ快適な河川環境を実現するための基本理念を定めるとともに、流域における土地利用、景観、環境等の分野を所管する京都市と連携し、及び府民、事業者、そしてすべての利用者と協働するための指針としてこの条例を制定する。

そしてこの条例は、鴨川にかかわる人々の取組の中で検証を加え、適宜見直しを行い、将来にわたり京都の歩みとともに発展していくものである。

## 【趣 旨】

前文において、鴨川という河川に特化した条例の制定に至った由来、条例の目的及び決意を宣言する。

- (1) 鴨川は 1200 年にわたる京都の歴史において、人々に親しまれ利用され、世界に誇る京文化を育ててきた河川であり、同時にその治水・管理への努力が続けられてきたこと。
- (2) 現在の鴨川は、大都市にあって良好な水質を保ち、美しい自然や景観に恵まれ、人々もその維持に注力してきた。その反面、様々な今日的課題も発生していること。
- (3) 安心・安全で良好かつ快適な河川環境を実現するための基本理念を定めるとともに、府市の連携、関係者の協働の指針として、条例を制定する。
- (4) この条例は、将来にわたり府民の合意形成の中で、適宜条文の見直しを行い、成長するものであること。

### 【前回委員会での意見】

- ・京都市の役割を書き込むべき。特に都市計画、景観、廃棄物処理、公害規制において京都市の役割は重要である。地方分権の趣旨を踏まえると、京都市の責務規定を置けないのは理解できるので、市の性格・役割として表現すべき。

### 【第 2 次素案からの主な修正点】

京都市の役割について「流域における土地利用、景観、環境等の分野を所管する」と表現し、連携する旨を謳う。

## 第1 総則

### 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 鴨川 河川法(昭和39年法律第167号)第4条第1項の規定により一級河川淀川水系鴨川に指定された河川をいう。
- (2) 高野川 河川法第4条第1項の規定により一級河川淀川水系高野川に指定された河川をいう。
- (3) 鴨川流域 鴨川に雨水が流入する区域をいう。

### 【趣旨】

本条においては、条例全般にわたる用語である、鴨川、高野川、鴨川流域について、その定義を行う。

#### (1) 鴨川

- ・告示日 明治29年9月30日
- ・起 点 京都市北区雲ヶ畑中畑町
- ・終 点 桂川合流点

#### (2) 高野川

- ・告示日 大正6年3月20日
- ・起 点 京都市左京区大原
- ・終 点 鴨川合流点

高野川は、鴨川流域の府管理河川であり、水質、治水対策等において鴨川と密接に関連していること、鴨川と同様の公園整備がされている箇所もあり利用面での共通課題が多いことから、鴨川と一体のものと考えて条例の対象範囲とする。

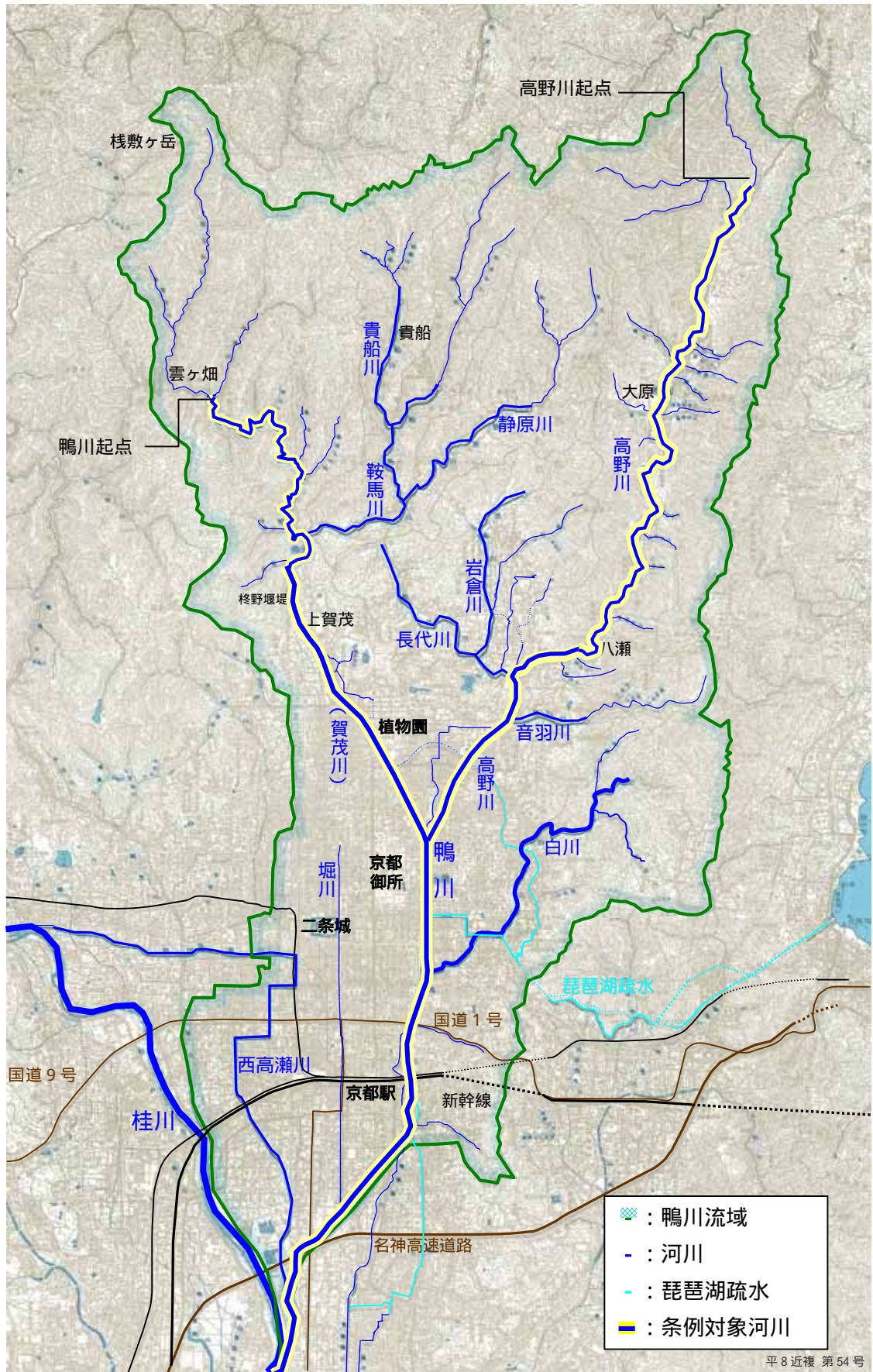
#### (3) 鴨川流域

- ・区域は、次頁図面のとおり。

鴨川流域は、河川区域の範囲外を含む概念である。

流域を範囲とする施策として、後に総合的治水対策の推進に関する事項を規定する。

# 鴨川流域図



## 基本理念

- 1 鴨川及び高野川（以下「鴨川等」という。）の安心・安全で良好かつ快適な河川環境の整備と保全は、鴨川等の歴史的文化的価値に対する理解と継承、適正な利用調整及び府民参画の推進を旨として、行われなければならない。
- 2 鴨川等の安心・安全で良好かつ快適な河川環境の整備と保全は、鴨川等及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境の特性に応じ、それらと調和するよう行われなければならない。

### 【趣 旨】

本条例の適用範囲となる鴨川及び高野川について、用語として「鴨川等」と規定する。

本条例の目的を「安心・安全で良好かつ快適な河川環境の整備と保全」とする。

この目的を達成するために、「安心・安全の確保」「良好な環境の保全」「快適な利用の確保」等の施策を推進することとし、本条例の第2以降に具体的規定を置く。

当該施策の推進に当たり、次の事項を旨とする。

歴史的文化的価値に対する理解と継承

適正な利用調整

府民参画の推進

上流部は森林、中下流部は市街地に囲まれ、土地利用状況や景観などが異なっていることから、これら自然的・社会的環境の特性との調和



## 関係者の責務

### 1 府の責務

- (1) 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、鴨川等に関する総合的な治水対策の推進、良好な環境の保全及び適正な利用の確保のため、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 府は、前項の措置を講じるに当たっては、京都市と連携するとともに、府民及び事業者と協働するものとする。

### 2 府民及び事業者の責務

府民及び事業者は、基本理念にのっとり、防災意識の向上に努め、鴨川等の良好な環境の保全及び景観の形成に自ら取り組むとともに、府が実施する施策に協力するものとする。

### 3 鴨川等の利用者の責務

鴨川等の利用者は、基本理念にのっとり、鴨川等の利用に当たっては河川の持つ危険性を十分認識し、これを美しく保ち、他の利用者の快適な利用及び近隣住民の平穏な生活を阻害することがないように努めるとともに、府が実施する施策に協力するものとする。

## 【趣 旨】

鴨川等の関係者の責務について概括的に規定するもの。

府は、河川管理者としての立場を踏まえ、鴨川等の総合的な治水対策、良好な環境の保全、適正な利用の確保に努める責務を有する。

また、施策推進に当たり、鴨川等が存する京都市との連携、協調及び府民参画が不可欠であるため、府の責務として規定する。

府民及び事業者は、防災情報の受け手として水害危険度を的確に認識できるよう努めるとともに、自発的に河川愛護活動などの積極的な取組を推進し、河川環境、景観を保全するという責務を有する。また、府の施策に協力する。

鴨川等の利用者は、河川自体は自然の物であり、流水や形状自体に危険が内在していることを認識する必要がある。同時に、一人ひとりが、河川を美しく保ち、利用者間、近隣住民への適正な配慮の下で、誰もが快適に利用できるよう意識的に努める責務を有する。また、府の施策に協力する。

### 【京都市との関係に係る規定について】

- ・地方分権推進の流れの中で、平成12年の地方分権に係る地方自治法改正により、府県と市町村の対等・協力の関係の構築が図られている。
- ・地方分権推進の基本理念を踏まえると、府条例において京都市に義務を課す規定を置くことは不相当と考えられる。
- ・鴨川等の課題解決に当たり、府と京都市とは、それぞれが独立した自治体として自らの事務権限を適切に行使することを基本として、互いに「連携し、協働する」関係である。
- ・以上の考え方にに基づき、前文、府の責務、推進組織の条項において、京都市との連携・協働の規定を置く。

### 【前回委員会での意見】

- ・京都市という行政主体と、府民・事業者等では、鴨川の保全等に果たす役割が異なるのであるから、府の責務規定においては京都市・府民・事業者等を同列に扱うのではなく、別の項で規定するのが適当である。
- ・京都府と京都市との行政レベルでの会議を設置し、住民協働組織での意見が反映されるような仕組みを構築すべき。

### 【第2次素案からの主な修正点】

(前文において、京都市の役割について記述した。)

府の責務規定において、「京都市との連携」と「府民等との協働」を分けて表現した。

## 第2 安心・安全の確保

### 総合的治水対策の推進

- 1 府は、鴨川等における洪水等による災害の発生を防止し、及び被害を軽減するため、次に掲げる施策を講じ、又は京都市との連携の下で促進するよう努めるものとする。
  - (1) 鴨川流域の森林の適切な管理への支援
  - (2) 鴨川流域の保水及び遊水の機能の保全及び向上
  - (3) 河川の適切な維持管理及び計画的な改修
  - (4) 府民、事業者及び鴨川等の利用者に対する防災情報の的確な提供及び啓発活動
  
- 2 鴨川流域の森林を所有し、又は管理する者は、森林の保水機能を保全し、かつ洪水時における鴨川等への樹木の流出を防止するため、府が実施する施策に協力するとともに、森林を適切に利用し、及び保全するよう努めなければならない。

#### 【趣 旨】

鴨川等の治水安全度は、最近の集中豪雨の発生状況等を考えると、必ずしも十分とは言えないため、京都市との連携の下、ハード・ソフト両面での総合的な治水対策を推進する必要がある。

#### ハード面の施策

- ・鴨川上流域において、河川周辺の森林に多数の倒木が放置されており、昭和10年の鴨川大水害においては、流木が橋脚に掛かり溢水を引き起こしたことを考えると、森林の適切な管理が求められている。このため、第2項で森林所有者等の努力規定を置く。  
なお、森林の適正管理、雨水の地下浸透の確保は、水源のかん養及び自然の水循環を保つ意義も有する。
- ・雨水流出を抑制するための流域における保水・遊水機能の保全と向上、洪水対策として、河川の適切な維持管理及び計画的な河川改修 などの取組が必要である。

#### ソフト面の施策

府民等に対する防災情報の的確な提供、防災意識向上のための啓発活動などを推進する。

**【前回委員会での意見】**

- ・第2次素案ではソフト対策の目的を「警戒避難体制の充実」としているが、限定しすぎであり、災害防止又は軽減のためと整理すべきである。
- ・治水対策の施策順序は、上流域の森林保全 流域の保水・遊水機能 河川管理・改修  
ソフト対策とした方が流れとしてわかりやすい。

**【第2次素案からの主な修正点】**

ソフト対策の目的を広く災害防止又は軽減のためと整理  
治水対策の施策順序を、上記意見のとおり修正

### 第3 良好な環境の保全

#### 鴨川環境保全区域

##### 1 鴨川環境保全区域の指定

- (1) 知事は、鴨川等に土砂等が流入することを防止する必要があると認める区域を、鴨川環境保全区域として指定することができる。
- (2) 知事は、前項の規定により鴨川環境保全区域を指定するときは、その旨を公示しなければならない。

##### 2 行為の届出

- (1) 鴨川環境保全区域において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。  
土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為  
工作物の新築又は改築
- (2) 国又は地方公共団体が行う行為その他規則で定める行為については、前項の規定は、適用しない。
- (3) 2(1)の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち規則で定める事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その内容を届け出なければならない。

##### 3 勧告等

- (1) 知事は、鴨川等への土砂等の流入を防止するために必要と認めるときは、2(1)又は(3)の規定による届出をした者に対して、当該届出に係る行為について、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- (2) 知事は、2(1)又は(3)の規定による届出を行わず、2(1)の行為に着手した者又は2(3)の規定による届出を行わず、同項に規定する規則で定める事項を変更した者に対して、規則で定めるところにより、報告を求めることができる。
- (3) 知事は、前項の規定による報告を受けた場合において、鴨川等への土砂等の流入を防止するために必要と認めるときは、当該報告をした者に対して、当該報告に係る行為について、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

##### 4 公表

- (1) 知事は、3(1)若しくは(3)の規定による勧告を受けた者が勧告に従わないとき又は3(2)の規定による報告の提出を求められた者が報告を提出しないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- (2) 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、釈明の機会を与えなければならない。

## 5 立入調査等

- (1) 知事は、3(1)若しくは(3)の規定による勧告、3(2)の規定による報告の徴取又は4の規定による公表のために必要と認めるときは、その必要な限度において、その職員に、鴨川環境保全区域の土地に立ち入らせ、2(1)に掲げる行為の実施状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- (2) 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

## 【趣 旨】

### 背景

- ・鴨川上流域は、京都府レッドデータブックに掲載の希少種をはじめ特別天然記念物のオオサンショウウオなど多様な水生生物が生息する、貴重な自然環境が残された地域である。
- ・一方、昭和61年頃から複数の事業者が、鴨川に隣接する民地で、建設残土の堆積や廃材の焼却処理を行い、それら堆積物や焼却灰が鴨川に流入する問題が発生した。
- ・京都府は京都市との協力により、業者指導を行い、その後平成4年頃に是正措置が完了した。
- ・しかしながら、鴨川の隣接民地において上記の事業活動に伴う土砂等堆積は引き続き行われており、その土砂等が降雨等により鴨川に流入し河道の閉塞や水質汚濁など河川環境の変化を招く懸念が存在する。

### 河川法上の規制

- ・河川法により、河岸・河川管理施設の保全のため河川保全区域が指定されている場合は、土地の掘さく、盛土、切土等土地の形状変更行為や工作物の新築、改築は河川管理者の許可を受けなければならない。しかし、現在、鴨川の鞍馬川合流点より上流部分は河川保全区域に指定されていない。

### 鴨川環境保全区域の趣旨

- ・鴨川上流域の河川隣接民地は河川法の規制が及んでいない。
- ・過去の問題事象を踏まえると、河川法に抵触する状態（河川の汚損・損傷、河川内への物件堆積）になる前の段階で、的確な行政指導を行う仕組みが必要である。
- ・ついては、土地の形状変更行為等を原因とする鴨川への土砂等流入を防止することを目的として、河川管理者として行為の事前把握と行政指導を行うため、届出・勧告等の手続規定を置くものである。

#### 今後の上流域での対応

- ・鴨川環境保全区域に指定し、届出制による行為の事前把握と行政指導を実施する。
- ・本規定と同様の目的で河川法に規定のある、許可制の河川保全区域制度を活用することとし、必要に応じて河川保全区域の指定を行い、より強力な規制を設ける。

#### 別の目的による許可制の検討

- ・本規定について、「自然生態系等の河川環境の保全」等を目的として、行為を禁止・許可制とすることは、現時点ではその合理性を証する科学的知見がないため、引き続き検討課題とする。

#### 規定の内容

##### (1) 届出対象行為

次の行為をしようとする者は、知事に届け出なければならない。  
土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為  
工作物の新築又は改築

##### (2) 届出対象の区域

「鴨川環境保全区域」として指定

- ・区間は、鴨川の起点から鞍馬川合流点までを検討中
- ・区域幅は、今後検討

##### (3) 勧告、公表等

###### 勧告等

知事は、届出があった場合、鴨川への土砂等流入を防止するために必要と認める場合は、防災工事など必要な措置をとるべきことを勧告する。

また、無届で行為に着手した者には、報告を求めることができる。

###### 公表

知事は、勧告に従わない者及び報告をしないで行為をする者がある場合は、その旨を公表することができる。

###### 立入調査等

勧告、公表等のために必要な限度において、府の職員は土地への立入調査及び関係者への質問をすることができる。

##### (4) 罰 則

同種類別の規定を持つ他の条例等を参考に検討

### 【前回委員会での意見】

- ・環境保全のためには届出制でなく、許可制にすべきではないか。広瀬川では許可制になっており、河川に負の影響が出るような事業は許可しないという姿勢を示すべきである。
- ・届出制でどこまで実効性があるのかを検討すべきである。
- ・土砂等の流入とあるが、「等」の中でどこまで適用範囲とするのか。
- ・この条項は「土砂等の流入防止」という限定的な中身であるため河川環境の問題全部に対応するのは無理がある。もしも河川環境を問題にするのなら、水質への影響度を踏まえた汚染物質の流入をコントロールする規定を置くべきである。併せて周辺の地下水、雑排水、事業所からの排水も含めて議論すべきだが、今回の条例はそこまで考えていないとの印象である。
- ・この条例は、河川管理者が作る条例であるので、河川の領域を超えて規制はできない。例えば廃棄物処理場に対してストレートに規制を加えることは非常に困難である。部局を超えて鴨川環境保全を所管する組織を設置して、そこが条例を作るのであれば限界がある。
- ・鴨川条例とは別の議論として、河川法において河川保全区域の制度があり、これを環境保護の見地から運用することが認められるとすれば、その適用も可能ではないか。
- ・この条項は河川区域外のところまで踏み込んで環境保全を進める姿勢の現れとも言える。

### 【第2次素案からの主な修正点】

修正は、なし。

鴨川上流域については、本規定及び必要に応じた河川保全区域の指定により河川環境の保全を図る。



## 良好な景観の形成

### 1 工作物設置者の責務等

(1) 府は、鴨川及び高野川の区域（鴨川及び高野川に係る河川法第6条第1項に規定する河川区域をいう。以下「鴨川等の区域」という。）において工作物を設置しようとするときは、鴨川等の良好な景観の形成に配慮するものとする。

(2) 鴨川等の区域において許可を受けて工作物を設置しようとする者は、鴨川等の良好な景観の形成に配慮するよう努めなければならない。

### 2 鴨川納涼床に係る審査基準

知事は、鴨川納涼床（鴨川の右岸の二条大橋から五条大橋までの区間において、飲食を提供するために設置される高床形式の仮設の工作物をいう。）に係る河川法に基づく許可の審査基準を河川環境の保全に配慮して別に定めるものとする。

### 3 鴨川等の区域に面する土地における景観配慮

府は、鴨川等の区域のうち知事が別に定める区域に面する土地に工作物を設置しようとする者に対し、当該工作物が鴨川等から望む良好な景観の形成を阻害しないように配慮するよう要請することができる。

## 【趣 旨】

景観、利用分野における規制条項の適用対象範囲を「鴨川等の区域」として定義する。

「鴨川等の区域」とは、鴨川及び高野川であって河川法第6条第1項に規定する河川区域をいう。

景観行政団体である京都市の景観計画において、鴨川及び高野川は景観重要公共施設に指定され、良好な景観の形成に向けた整備のあり方について検討されることとなっている。

本条例においては、鴨川及び高野川の利用者から見た景観の保全を図る観点から、京都市との連携を前提として、次の事項を規定する。

### (1) 河川区域内における工作物設置者の責務

河川管理者が事業実施に伴い工作物を設置する場合や、河川管理者以外の者が橋梁等の河川法許可工作物を設置する場合等において、設置者は景観に配慮する責務があることを規定する。

なお、将来的に、京都市と調整の上景観に関するガイドラインの設定を検討する。

(2) 鴨川納涼床の審査基準

鴨川納涼床は、京都の夏の風情を醸し出す歴史的・文化的な構造物であり、将来にわたり鴨川の景観と調和したものとなるよう誘導する必要がある。

鴨川納涼床が河川法による許可工作物であることから、府において、当該許可に際しての、構造、素材、色彩等に関する審査基準を定める。

(3) 河川区域に面する土地に関する規定

鴨川等は、川沿いの工作物や山並みなどの自然と一体となって、京都の景観を形成しており、本条例においては、その目的である「良好かつ快適な河川環境の保全」を念頭に置き、鴨川等の河川敷の利用者等から見た良好な景観の形成について規定することとする。

については、河川区域に面した土地における景観阻害要因（エアコンの室外機、物干し台、看板など）について、府は設置者に対し景観への配慮を要請することができる旨を規定する。

なお、将来的に、京都市と調整の上ガイドラインの設定を検討する。

河川区域に面する土地で景観配慮を要請する対象区域：別に定める。

例えば、人家が河川区域に隣接している区間を指定

**【河川区域外の景観に関する考え方】**

- ・河川区域外の景観については、3項において「鴨川等から望む良好な景観」として中景、遠景も含めた良好な景観の形成を視野に入れている。
- ・ただし、府の事務権限との関係から、景観配慮を要請する範囲は河川区域に面した土地に限定する。
- ・なお、周辺景観との調和を図るため京都市景観担当部局との連携により当該土地におけるガイドラインの設定を検討する。

## 第4 快適な利用の確保

### 自動車等の乗入れの禁止

何人も、鴨川等の区域のうち知事が別に定める区域に、自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。）又は原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を乗り入れてはならない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

#### 【趣旨】

年間300万人が訪れる鴨川等の河川敷において、自動車、バイクの乗入れ、走行がなされ、利用者の安全かつ快適な利用が阻害されている。

については、散策路として整備され、多くの人々の憩いの場として利用されている区間について、車両の乗入れを禁止する。

- ・乗入禁止対象車両： 自動車（道路交通法第2条第1項第9号。自動二輪車を含む。）  
原動機付自転車（同法第2条第1項第10号）  
自転車は、禁止対象外

- ・乗入禁止区域：別に定める。

例えば、

上流端	高橋（鴨川）	松ヶ崎橋（高野川）
	下流端	鴨川終点

#### 罰則

同種類別の規定を持つ他の条例等を参考に検討

## 自転車等の放置の禁止及び処分

### 1 自転車等の放置の禁止

(1) 何人も、鴨川等の区域のうち知事が別に定める区域において、その利用する自転車等(自転車(道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。)又は原動機付自転車をいう。以下同じ。)から離れることにより、当該自転車等を直ちに移動させることができない状態にしてはならない。

(2) 知事は、前項の知事が別に定める区域を明示するために、当該区域の見やすい場所に、規則で定める標識を設置するものとする。

### 2 放置されている自転車等の移動及び保管

知事は、1(1)の規定に違反して置かれている自転車等を移動し、かつ、これを保管することができるものとする。

### 3 公示等

知事は、2の規定により自転車等を移動し、かつ、これを保管した場合は、規則で定めるところにより、その旨を公示するとともに、当該自転車等の所有者その他当該自転車等の返還を請求する権原を有する者に返還するため、規則で定めるところにより、必要な措置を講じるものとする。

### 4 処分

知事は、3の公示の日から6月を経過してなお自転車等の返還の請求がない場合には、当該自転車等を処分するものとする。

### 5 費用の徴収

知事は、2の規定により自転車等を移動し、かつ、これを保管した場合は、規則で定めるところにより、これらに要した費用を当該自転車等の返還を受けようとする者から徴収することができるものとする。

## 【趣 旨】

鴨川等の河川敷において、鉄道駅周辺の区域で約600台の放置自転車・原付自転車が見られ、利用者の歩行の妨げとなっている。鴨川等では、高齢者や障害者の方が車椅子で河川敷利用ができるように散策路の整備やスロープの設置をしているにもかかわらず、放置自転車等により車椅子の通行が妨げられるなど、快適な利用が阻害されている。よって、府において放置自転車対策を講じることとする。

## 1 放置の禁止

放置禁止対象車両 自転車（道路交通法2条1項11号の2に規定する自転車）  
原動機付自転車（同法2条1項10号に規定する原動機付自転車）

「放置」とは、自転車等から離れることにより、当該自転車等を直ちに移動させることができない状態にすることをいう。

放置禁止区域：別に定める。

例えば、  
上流端 葵橋（鴨川）、御蔭橋（高野川）  
下流端 塩小路橋（鴨川）

放置自転車等の所有者等に対し、「将来当該区域において移動等の規制措置がとられる場合がある」ことを警告するため、当該区域の見やすい場所に標識を設置する。

## 2 放置自転車等の移動、保管、処分

放置禁止区域において、知事は放置自転車等を移動、保管、処分することができる。

処分までの手続

- ・ 放置禁止区域への標識設置
- ↓
- ・ 移動・保管 放置自転車等を所定の保管場所に移動し、保管
- ↓
- ・ 公 示 放置されていた場所に看板を設置し、移動した旨を公示
- ↓
- ・ 所有者等調査
- ↓
- ・ 所有者等へ通知
- ↓
- ・ ( 返 還 ) 費用の徴収
- ↓
- ・ 処 分 公示後6箇月経過時点で返還請求のないものを処分

#### 費用の徴収

知事は、放置自転車等を移動、保管したときは、これらに要した費用を当該自転車等の返還を受けようとする者から徴収することができる。

徴収額は、同種規定を持つ京都市の例を参考に検討

(参考)京都市自転車等放置防止条例

- ・自転車 1台につき 2,300円
- ・原動機付自転車 1台につき 4,600円

## 迷惑行為の禁止

### 1 打上げ花火等の禁止

何人も、鴨川等の区域のうち知事が別に定める区域において、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火（火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の5第1号イ、ト及びチに規定するものを除く。）を消費してはならない。

#### 【趣 旨】

鴨川等のうち、人家と隣接し、かつ多くの人々の憩いの場として利用されている区間において、打上げ花火やロケット花火を打ち上げる行為がなされ、花火が人家に飛び込んだり利用者の身体に危険が及ぶといった問題が発生している。

近隣住民の平穏な生活と河川敷利用者等の快適な利用を著しく阻害する打上げ花火等を禁止する。

- ・ 打上げ花火等禁止区域：別に定める。

例えば、

{	上流端	高橋（鴨川）	松ヶ崎橋（高野川）
	下流端	鴨川終点	

- ・ 禁止する花火の種類

爆発音の出るもの、打ち上げるもの、飛翔するもの、回転するもの、走行するものを禁止。

\*手に持つもの、地上に置く台付きの噴火するもの、煙を出すもの、へび玉等については、禁止対象外（火薬類取締法施行規則第1条の5第1号イ、ト及びチ該当）

#### 罰 則

同種類似の規定を持つ他の条例等を参考に検討

## 2 落書きの禁止

何人も、鴨川等の区域に設置されている工作物に、みだりに、容易に消去できない方法で、文字、図形その他の描画物を書いてはならない。

### 【趣 旨】

鴨川等に設置された工作物や護岸にスプレー等により落書きをする行為が見られる。  
鴨川等の良好な景観を損ね、かつ落書きの消去に府費の投入を余儀なくされており、看過できない問題である。

#### 禁止区域

鴨川等の全区域

#### 罰 則

同種類別の規定を持つ他の条例等を参考に検討



### 3 バーベキュー等の禁止

何人も、鴨川等の区域のうち知事が別に定める区域において、火気を用いて食材を焼いてはならない。ただし、河川法第24条の規定による占用の許可を受けた場合において、当該占用の目的の範囲内でこれを行うときは、この限りでない。

#### 【趣 旨】

鴨川公園柘野地区周辺及び出町三角州において、週末及び祝日を中心に、200～300人規模でバーベキューが行われ、更に、柘野から御池大橋にかけての広い範囲で数十人規模のものも見られ、一斉に立ち上る煙と臭いが近隣住民や河川敷利用者に迷惑を及ぼしている。

また、違法駐車、食べ残し等のゴミ散乱、深夜までの騒ぎへの苦情も多数寄せられている。

府として行政指導により、また鴨川公園の区域においては都市公園条例に基づき、バーベキューを実施しないよう看板類を多数設置するなどして呼びかけてきたが、全く効果がなく、一向に改善が認められない。

毎週末、バーベキューを楽しむ人々の傍らで近隣住民等が悩まされるという構図が常態化しており、放置できない問題である。

バーベキュー禁止区域：別に定める。

例えば、柘野地区（人家と近接し、大人数が集まる区域）など。

#### 罰 則

同種類別の規定を持つ他の条例等を参考に検討

## 第5 府民協働の推進

### 鴨川府民会議（仮称）

- 1 府は、府民、事業者及び京都市と連携し、鴨川等の安心・安全で良好かつ快適な河川環境の整備と保全に係る事項に関する意見交換及び取組の方向性の検討を行うための組織として鴨川府民会議（仮称）（以下「府民会議」という。）を置くものとする。
- 2 知事は、府民会議に対して、必要に応じて意見を求めることができる。
- 3 府民会議は、2の規定による場合のほか、鴨川等に関する事項について知事に意見を述べることができる。
- 4 府は、2及び3により府民会議から提出された意見を参考にして、鴨川等に関する施策を実施することができる。

#### 【趣 旨】

鴨川府民会議（仮称）の性格等

基本的性格

鴨川の関係者が広く集い、問題意識を共有し、解決の方向を検討し、合意形成を図るための緩やかな組織

構成員

府、京都市、府民、事業者、その他の者が考えられる。

さまざまな府民や団体等が広く参加できるよう、公募も含めて検討する。

主な活動の形態

- ・ 知事から意見を求められた課題についての検討及び知事への意見提出
- ・ 内発的に設定した課題についての検討及び知事への意見提出

検討課題の例

- ・ 府民の間で異なる意見が存在するため、その調整を必要とする課題（例として、中州のあり方、河川敷の利用方法）
- ・ 所管の行政機関が複数にわたるもの、府民レベルでの認識の深まりが期待されるものなど、関係者の連携・協力を必要とする課題（例として、ホームレス問題に関する取組、景観、水質、水循環、自然生態系、外来生物に関する事項）
- ・ 法的規制によらず利用者各人のマナー向上により解決が期待される課題（例として、犬のふんの放置、自転車の走行、球技による利用阻害への対応）

### 【活動例】

快適な利用に関する「鴨川ルール」づくり  
（法的規制ではなくマナー向上など府民の合意に基づくルール）  
河川敷の積極利用に関する提言  
中州除去など河川内環境に関する研究  
上流域、中流域、下流域ごとの河川モニター制度  
鴨川等の水と文化に関する研究  
上流域を保全する森林づくりの活動計画  
鴨川等の魅力の全国に向けた発信

鴨川府民会議からの意見の取扱

- ・府は、府民会議から提出された意見を参考にして、施策を推進するものとする。  
府民会議の意見は条例の見直しにも反映されることとなる。

### 【前回検討委員会での意見】

- ・府民会議の機能を明確にすべき。
- ・条例見直しのための附属機能的なものと、府民協働推進のパートナーシップ組織、ネットワーク組織とは両方あってもよい。
- ・府民会議は住民参加が十分保障されるように、準備会から出発し練り上げていく方法も検討すべき。

### 【第2次素案からの主な修正点】

府民会議での協議内容に係る記述を追加した。  
知事から意見を求められた場合と内発的に課題を設定した場合、いずれも府民会議の意思により知事に意見を提出することができる。府はその意見を参考にして、施策を遂行する。

運用において、準備会から発足することも検討する必要がある。

## 鴨川四季の日

- 1 府は、鴨川等の恩恵に感謝し、鴨川等を大切にする心を育むとともに、府民及び事業者の自主的、自律的な活動を促進する契機とするため、鴨川四季の日を設ける。
- 2 府は、府民、事業者、京都市その他鴨川等とかかわる者と連携して、鴨川等の歴史と文化に関する理解を深める取組、河川愛護思想の普及啓発及び鴨川等の魅力を全国に発信する取組その他の鴨川四季の日の趣旨にふさわしい取組を推進するものとする。

### 【趣 旨】

「鴨川四季の日」の設定目的

鴨川等の恩恵に感謝し、大切にする心を育むこと。

自主的自律的な住民活動を促進する契機とすること。

春夏秋冬に応じた取組を展開することにより、鴨川等の四季折々の魅力を全国、世界に発信する機会とする。

事業例としては、次のものが考えられる。

- (1) 鴨川等に関わる学術研究や住民活動の発表
- (2) 鴨川等を題材にした環境教育の実践発表
- (3) 顕彰
- (4) シンポジウム
- (5) その他、鴨川等を利用したイベント

## 府民活動の推進

府は、府民、事業者その他鴨川等とかかわる者が行う、河川愛護思想の普及啓発、美化活動をはじめとした自主的、自律的な活動を促進するために、必要な支援措置を講じるものとする。

### 【趣 旨】

鴨川等は、まず住民自らの意識的な活動によって守られ、育まれるものであるという認識に立ち、府は、その住民活動を促進するために支援をする旨を規定する。

府の支援施策例としては、次のものが考えられる。

- (1)鴨川等に関する学習副読本の発行
- (2)河川愛護団体を含む鴨川等に関わる人々の交流機会の創設
- (3)鴨川の歴史・文化に関する発信拠点の設置
- (4)ボランティアによる美化活動への支援
- (5)鴨川基金の創設

## 第6 雑 則

### 条例の見直し

知事は、府民会議における検討結果をはじめとした府民の合意形成の状況を勘案し、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、条例の見直しを行うものとする。

#### 【趣 旨】

「前文」に記述のとおり、この条例は将来にわたり府民参画をととした合意形成の下で、条文追加等を行い成長するものであることから、ここに具体的な条例見直し規定を置くもの。

## 第7 罰 則

以下の場合を検討対象とし、罰則の程度は類似の他条例等を参考に検討

- 1 第3 2（行為の届出）について、虚偽の届出をした者
- 2 第3 3(2)（報告）について、報告をしない者等
- 3 第3 5（立入調査等）について、立入調査を拒んだ者等
- 4 第4 （自動車等の乗入れの禁止）の規定に違反した者
- 5 第4 1（打上げ花火等の禁止）の規定に違反した者
- 6 第4 2（落書きの禁止）の規定に違反した者
- 7 第4 3（バーベキュー等の禁止）に違反した者